

特別免許状の授与に係る教育職員検定基準

教育職員免許法（以下「免許法」という。）第5条第2項の規定による特別免許状の授与に係る教育職員検定（以下「検定」という。）の検定基準について、次のとおり定める。

1 特別免許状について

特別免許状は、教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人を教員として迎え入れ、学校教育の活性化を図るために、授与できる免許状である。

特別免許状は教科ごとに授与されるため、小学校であっても、教科ごとの授与となる。ただし、各教科のほか、総合的な学習の時間や道徳、特別活動、生徒指導等も担当可能とする。

2 検定の受検者

検定の受検者は、次の（1）及び（2）を満たす者とする。

（1）免許法第5条第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

（2）次の各号のいずれにも該当する者であって、教育職員（以下「教員」という。）に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦があること。

ア 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者

イ 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者

3 検定における確認事項

- ・授与候補者の教員としての資質の確認
- ・任命者又は雇用者（雇用者は、学校の設置者に限る。）の推薦による学校教育の効果的実施の確認
- ・授与候補者の教員としての資質についての第三者の評価を通じた確認

具体的な確認方法については、別表を確認すること。

原則、「山梨県教育職員特別免許状に係る面接実施要綱」に定められている構成員の面接により確認を行うが、既に臨時免許状や特別免許状の授与を受けて教科に関する授業に携わっている者や特別非常勤講師制度等の活用により推薦を行う任命者又は雇用者が勤務実態を把握している者について当該確認を行う場合その他山梨県教育委員会が適切と認める場合には、書面による確認に替えることができる。

当該面接は、書類審査において、検定に合格可能と判断される者に対してのみを対象とし、審査結果の概要を山梨県教育職員特別免許状面接構成員に伝達の上、当該概要と合致する人物であるかを確認する。

4 申請書類及び申請受付期間

別紙「特別免許状の授与に係る申請手続きについて」によるものとする。

附則

この基準は、平成27年1月30日から施行する。

附則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この基準は、令和4年7月28日から施行する。

附則

この基準は、令和6年5月29日から施行する。

別表

No.	項目	確認事項	基準	確認書類等
1	教員としての資質の確認	教科に関する専門的な知識経験又は技能(いずれかの基準を満たすこと)	①学校教育法第1条に規定する学校又は在外教育施設等において教科に関する授業に携わった経験が、最低1学期間以上にわたること。	<ul style="list-style-type: none"> ・実務経歴証明書(第7号様式の3) ・担当する教科に係る資格証明書等の写し ・在留カード(該当者のみ)※1
			②教科に関する専門分野に関する勤務経験等(営利企業やその他の法人社団法人、財団法人、NPO法人等)、外国にある教育施設等におけるものが、概ね3年以上あること。 (例) ・企業等における教科と関連する専門分野に関する職業経験 ・外国にある教育施設における勤務経験 ・大学における助教、助手、講師経験 ・各種競技会等に向けた選手等としての活動 ・派遣された海外における教科と関連する専門分野の国際貢献活動の経験等 ③上記①②以外で各都道府県教育委員会の認めるもの (例) 1. 外国の教員資格の保有 2. 教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められる資格 3. 修士号、博士号等の学位の保有(博士号取得者については、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を身に付けたことを認められた者であることから、原則として専攻分野に相当する教科に関する専門的な知識経験等を備えていることが想定される。) 4. 各種競技会、コンクール、展覧会等における実績(特に、競技会においてはオリンピック競技大会等国際的な規模において行われるものに出場した者、日本選手権若しくはこれに準ずる全国規模の大会において優秀な成績を収めた者又はこれらの者を指導育成した実績を有する者については、原則として体育又は保健体育に関する専門的な知識経験等を備えていることが想定される。また、音楽や美術、工芸、書道の教科に関連する世界規模で行われるコンクールや展覧会等に参加や出展する者や、全国規模のもので優秀な成績を収めた者は原則として当該教科に関する専門的な知識経験等を備えていることが想定される。) 5. 大学における教職科目のうち都道府県教育委員会が必要と認めるものの履修又は教職を志望する者を対象とした体系的な研修の受講の状況 6. 学校現場における過去の勤務経験、免許状の授与に先立って行われる教員採用試験や模擬授業の実施による評価その他の各都道府県教育委員会が優れた知識経験等を有することを確認するために適切と認める事項の評価	
			社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見	<ul style="list-style-type: none"> ・任命権者又は雇用者の推薦書(第7号様式の2)※2 ・本人の申請(志願)理由
2	学校教育の効果的実施の確認		<ul style="list-style-type: none"> ・授与候補者を配置することにより実現しようとしている教育内容 ・授与候補者に対し、特別免許状を授与する必要性があること ・研修計画の立案、実施及び学習指導要領等の共通理解のための体制に関する対応状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・推薦書(1通以上)※2 ・研修計画書※3
3	第三者の評価を通じた確認	学識経験者による面接その他の方法により、授与候補者の教員としての資質		<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者による意見書等

- ※1 在留資格については文部科学省の示す「特別免許状の授与及び活用等に関する指針」を参考とする。
- ※2 勤務予定校以外の日本の学校における学校活動実績(臨時免許状又は特別免許状の授与を受けて教科に関する授業に携わっている場合、特別非常勤講師としての活動のほか、学習指導員等の活動も含む。)や学校外の活動における児童生徒への学習活動の支援実績がある場合には、当該校の設置法人の役員や校長等管理職等による推薦を含むことが望ましい。
- ※3 教育委員会や勤務校等において、管理職の支援の下、採用前後の適切な時期に、基本的な教職教養、最新の教育事情、児童生徒に対する理解、指導方法等に関する研修を実施すること。また、担当する教科に関する学習指導要領及び教科書の内容の趣旨並びに校務に関する共通理解を図るために、日本語力が不十分な特別免許状所持者に対して、学校又は設置者において説明・支援を行うこと。

特別免許状の授与に係る申請手続きについて

山梨県教育委員会

1 申請書類

検定を受ける者は、山梨県教育職員免許に関する規則第7条の規定に基づき、次の書類を提出しなければならない。

なお、海外の大学の書類や外国語での提出書類がある場合は、日本語訳を合わせて添付すること。

- (1) 教育職員検定願（免許状1通につき5,000円の山梨県収入証紙を貼付）
- (2) 履歴書
- (3) 宣誓書（第3号様式）
- (4) 身体に関する証明書（第4号様式）
- (5) 戸籍抄本
- (6) 任命権者又は雇用者の推薦書（第7号様式の2）
- (7) 次の証明書のうち、山梨県教育委員会が必要と認めたもの
 - ア 担当する教科に関する資格証明書等の写し
 - イ 実務経歴証明書（第7号様式の3）
- (8) 普通免許状又は特別免許状を有する者にあつては、当該免許状の写し又はその授与証明書
- (9) その他山梨県教育委員会が必要と認めるもの
 - ア 卒業（修了）証明書
 - イ 推薦書（任命権者又は雇用者の推薦状も含み2通以上。勤務予定校以外の日本の学校における学校活動実績がある場合には、当該校の設置法人の役員や校長等管理職による推薦状を必ず含む。）
 - ウ 本人の申請（志願）理由書
 - エ 研修計画書
 - オ その他特別免許状の授与にあたり山梨県教育委員会が必要と認めるもの

2 申請受付期間

申請は以下の期間中に受け付けることとする。ただし、山梨県教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

第1回 7月1日から7月31日まで

第2回 12月1日から12月31日まで